

○ 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>(公告の方法) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令第十四条の三の四第一項本文に規定する公告（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項を除く。）は、これらの公告に係る公開買付開始公告が電子公告による公告によって行われる場合には電子公告により、日刊新聞紙に掲載する方法による公告によって行われる場合には当該公告を掲載した日刊新聞紙により行わなければならない。ただし、令第十四条の三の四第五項において準用する令第四条の二の四第三項の規定により公告をする場合は、この限りでない。</p> <p>(あん分比例の方式) 第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数の合計のうちを占める買付け等をする上場株券等の数の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。</p>	<p>(公告の方法) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令第十四条の三の四第一項本文に規定する公告（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項を除く。）は、これらの公告に係る公開買付開始公告が電子公告による公告をする場合には電子公告により、日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には当該公告を掲載した日刊新聞紙により行わなければならない。ただし、令第十四条の三の四第五項において準用する令第四条の二の四第三項の規定により公告をする場合は、この限りでない。</p> <p>(あん分比例の方式) 第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数の合計のうちを占める買付け等をする上場株券等の数の割合を乗じる方法（当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法）とする。</p>

2
~
4

(略)

2
~
4

(略)